

富山県立山山麓家族旅行村

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和8年8月

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県立山山麓家族旅行村指定管理者募集要項

A 公の施設に関する事項

1 施設概要

(1) 名称

富山県立山山麓家族旅行村

(2) 所在地

富山県富山市本宮字花切割 1-22

(3) 設置目的・管理運営方針等

立山山麓観光レクリエーション基地整備事業の中核施設として運輸省（現国土交通省）の補助事業として整備されたもので、ケビンやオートキャンプ場、バーベキュー施設、芝生広場やパークゴルフコースがあり、家族連れが一日楽しく過ごすことができる健全な観光レクリエーションの場として、県民の健康及び福祉の増進に資するために必要な事業を行います。

(4) 施設の概要

① 敷地面積 190,200 m²

② 施設の概要（詳細は別添仕様書のとおり、面積は延床面積）

- ・ 管理棟 336.67 m² 鉄筋造平屋建（事務室、会議室、宿直室等）
- ・ ケビン 8人用 42.54 m²（2棟）・41.95 m²（3棟）
4人用 29.75 m²（15棟）
- ・ オートキャンプサイト 32区画
- ・ グランピングサイト 1区画（供用停止）
- ・ 多目的ハウス 189.64 m² 鉄筋造2階建（定員15名）
- ・ 合掌造休憩所 68.0 m² 木造平屋建て
- ・ 野外ステージ 229.50 m² 鉄骨造平屋建て
- ・ シャワー棟 54.4 m² 木造平屋建て 1棟
- ・ 休憩所 94.2 m² 122.56 m² 木造平屋建て 2棟
- ・ バーベキューテーブル 57個
- ・ パークゴルフコース 18ホール

(5) 設備・備品の内容

別紙「富山県立山山麓家族旅行村備品一覧表」に明記

(6) 利用状況等

過去の利用者数 (各年4～11月) (人・円)

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	18,414	25,094	23,312
利用料金収入	14,370,365	13,540,295	14,861,820

有料施設の利用者数 (各年4～11月) (人)

施 設 名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ケビン	2,654	3,122	3,386
オートキャンプ場	1,545	1,424	1,193
グランピング施設	31	0	0
キャンプ場	436	454	505
多目的ハウス	55	181	128
パークゴルフ	316	510	210

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨

富山県立山山麓家族旅行村の利用者サービスの一層の向上と効率的な運営を図るため、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」(以下「手続条例」という。)に基づいて、指定管理候補者の選定のための公募を行います。

2 条件等

(1) 申請資格(指定管理者に求める資格・要件)

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体であることとします。

- ① 法人等の団体であること(法人格の有無は問いません。)
- ② 申請する法人等及びその役員(株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者。以下同じ。)が次のア～オのいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若しくは再生手続中の者
 - イ 県税を滞納している者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
 - エ 本県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な委託額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
 - オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その

取消の日から起算して2年を経過しない者

- ③ 申請する法人等の役員に、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者がいないこと。
- ④ 手続条例第6条の規定による指定管理候補者として選定しない法人等に該当しないこと。
- ⑤ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領（別紙1参照）の排除措置の該当事項に該当しないこと。
- ⑥ 県内に主たる事務所（本社・本店）を置き、又は置こうとする者であること。
※この場合、当該公の施設に関し、「指定管理者の指定に関する件」として議案を県議会に提出する日までの間で、県が指定する期日までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要があります。

- ・上記の資格・要件については、申請の時点から、指定管理者として指定された場合は、その指定期間の満了時まで継続して満たす必要があります。
- ・また、申請者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。
- ・共同体で申請する場合は、上記の資格・要件を、共同体のすべての構成員が満たす必要があります。

（２） 指定管理者が行う業務の範囲・内容（詳細は別添仕様書参照）

- ① 富山県立山山麓家族旅行村の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ② 有料施設（ケビン、オートキャンプサイト、キャンプ場、多目的ハウス、パークゴルフコース、シャワー棟）の利用の承認及び利用料金の徴収に関する業務
- ③ その他別添仕様書に記載する業務
 - ・指定管理者の業務については、当募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき、県と指定管理者と協議のうえ決定し、協定を締結することとします。

（第三者への再委託）

- ・管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、植栽、警備、清掃、機械設備のメンテナンス等、個々の業務を部分的に第三者へ再委託することは妨げません。ただし、あらかじめ書面による県の承認が必要です。

（法令等の規制及び国・県等の指針・計画等）

- ・施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。説明会において必要な資料を配布し、説明します。

（３） 管理の基準

- ①休園日 12月1日～3月31日
- ②管理事務所 開館時間 午前9時から午後5時まで
- ③管理の基準に関する提案について
 - ・上記①、②で定める管理の基準を上回る基準（開館時間の延長等）で公の施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合、提出いただく資料（事業計画書等）は提案いただいた管理の基準で管理することを前提に作成してください。
 - ・ただし、この場合においても当該公の施設の管理にかかる経費（以下「指定管理料」という。）は（５）で定める指定管理料の上限の範囲内とします。

- ・また、参考資料として上記①、②で定める管理の基準で管理した場合の経費を併せて提出してください。

④法令等の遵守

- ・施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。
- ・指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる必要があります。
- ・指定管理者は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）に基づき、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める必要があります。
- ・指定管理者は、富山県行政手続条例（平成7年富山県条例第1号）については、行政庁と同等の規定の適用を受けることとなります。
- ・手続条例第12条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできません。

⑤帳簿書類の保存

- ・指定管理者が作成した施設の管理に係る帳簿書類は、その年度終了後、5年間保存するものとします。

（４）指定期間

3年間（令和9年4月1日から令和12年3月31日まで）

（５） 県が支出する指定管理料の上限

① 指定管理料の上限

年 度	令和9年度～11年度の合計額
指定管理料の上限額	83,204,000 円

- ・申請にあたっては、上記の上限額の範囲内で年度毎に指定管理料を提案してください。
- ・指定管理料は、県議会の議決を経て確定するため、提案額が必ずしも保証されるものではありません。
- ・県は、指定管理者を指定する際に、提案のあった指定管理料の額に基づき当該指定管理候補予定者と協議のうえ、予算の範囲内で、年度ごとの指定管理料の額を定めます。
- ・上記指定管理料の上限には、公の施設に係る修繕費、備品購入費を含みません。（修繕費、備品購入費の取扱いについては「③ 留意事項」参照）
- ・上記指定管理料の上限は、管理に要する経費の総額から、利用料金収入見込額を控除（相殺）した額となっています。

※なお、令和9年度において施設内の給水管更新工事を予定していることから、令和9年度に限り、利用料金徴収施設を全期間営業停止とし、芝生広場等無料施設の開放及び各施設の維持管理業務のみとなります。

(参考) 管理に係る経費

	令和9年度～11年度の合計額
管理に係る経費	114,612,000 円
指定管理料の上限額	83,204,000 円
利用料金収入見込額	31,408,000 円

(参考) 過去3年間の管理経費

(単位：円)

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
管理経費	45,177,583	45,120,167	47,382,559
内訳			
人件費	23,774,449	25,834,402	27,368,590
光熱水費	3,632,523	3,935,448	3,300,886
委託費	5,451,158	5,426,738	5,467,261
その他	12,319,453	9,923,579	11,245,822

(賃金・物価スライド制度について)

- ・本募集に係る指定管理料については、人件費や物価等の客観指標の変動を適切に反映させるため、スライド制度を導入します。
- ・スライド制度とは、あらかじめ定めた基準額および対象経費に基づき、毎年度、最新の客観指標と前年度の客観指標の増減率〔(最新指標－前年度指標の差)〕を用いて、指定管理料の増減の上限額を算定し、その範囲内で指定管理料をスライドさせる仕組みです。
- ・指定管理者は、毎年度、所定の様式によりスライド上限額の算定及び増額の申請を行うことができます。
- ・県は、提出された算定結果と事業計画・実績等を確認のうえ、予算の範囲内でスライド額を決定します。
- ・基準額に対する1%分については指定管理者の負担とし、それを超える部分について、スライド制度により調整するものとします。
- ・減額となる場合は、当該年度の最終の指定管理料支払時に控除するものとします。
- ・スライド制度は、指定管理期間を通じて継続的に適用することを前提としており、応募に当たっては、本制度の内容を理解したうえで事業計画及び収支計画を作成してください。
- ・制度の詳細（対象経費、算定方法、様式等）については、「スライド制度手引き」を参照してください。

② 指定管理料の支払方法等

- ・年間の指定管理料の支払は、次のとおり3回に分けて支払います。
- ・最後の支払は、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に支払います。

	4 月	10 月	4～5 月
支出額	年度の委託額 50%	40%	10%

- ・指定管理料は精算する必要ありません。

③ 留意事項

- ・指定期間における指定管理料は、スライド制度に基づく増額を除き、原則として、増額しません。ただし、災害や施設運営に重大な影響を与えるような物価変動など、不測の事態が生じた場合は、県と指定管理者が協議して対応を決定します。
- ・指定管理料の支払方法等については、別途県と指定管理者とで締結する協定書で取り決めます。（「C 指定管理者の指定及び協定の締結」参照）

（修繕について）

- ・指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1件100万円未満の修繕については、次に掲げる修繕費の上限額の範囲内で指定管理者が行うこととします。

（修繕費の上限額）

（単位：円）

年 度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合 計
上限額	5,281,000	5,281,000	5,281,000	15,843,000

- ・修繕に係る費用については、半期毎に指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。修繕費と指定管理料、備品購入費の費用区分をまたいで支出することはできません。
- ・1件100万円以上の修繕については、県で執行することとします。ただし、安全管理上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものについては、協議のうえ、指定管理者が行うことがあります。その場合は、県が経費を負担します。

（参考）過去3年間の修繕の件数 （1件100万円未満）

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件 数	20 件	23 件	19 件
支 出 額	5,016,076 円	4,963,115 円	4,838,600 円
主な修繕内容	斜面遊具補修 コインシャワー修理 ケビン等漏水修繕	給水管漏水修繕 エアコン入替工事 外灯修繕 トイレタンク・シャ ワー水栓交換	U字溝修復工事 トイレ入口丸注取替 ケビン床張替

（備品購入について）

- ・公の施設の備品（富山県会計規則第105条第1項第2号及び第2項に規定する備品をいう）のうち、購入価格が1件100万円未満のものについては、次に掲げる備品購入費の上限額の範囲内で、指定管理者が購入することとします。ただし、実際の備品の購入にあたっては、事前に県と協議する必要があります。なお、備品は県に帰属するものとします。
- ・指定管理者が公の施設の管理に当たって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は事前に県と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、手続条例第10条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。

- ・指定管理者は富山県に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、県と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度、県に報告するものとします。

(備品購入費の上限額)

(単位：円)

年 度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	合 計
上限額	0	114	114	228

- ・備品の購入に係る費用については、その都度、指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。備品購入費と指定管理料、修繕費の費用区分をまたいで支出することはできません。
- ・なお、1 件100万円以上の備品については、県で購入することとします。

(参考)過去 3 年間の備品購入の件数等

年 度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件 数	1 件	1 件	1 件
支 出 額	104,500 円	104,500 円	104,500 円
内 容	デスクトップパソコン	刈払機	刈払機

(6) 利用料金制について

- ・富山県立山山麓家族旅行村については、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく利用料金制を採用します。
- ・有料施設の利用料金の額について提案してください。
- ・利用料金は、富山県立山山麓家族旅行村条例第 11 条の規定により、条例の別表第 2 で定める金額の範囲内において指定管理者が知事の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。
- ・令和 10 年度から令和 11 年度までの年間利用料金収入見込額は、15,704,000 円／年とします (※令和 9 年度においては、利用料金徴収施設を全期間営業停止とするため、利用料金収入見込額の設定はありません。)。
- ・年間利用料金収入見込額を下回った利用料金収入であった場合には、指定管理者は、不足する管理運営費を別途費用調達することが必要になりますのでご注意ください。
- ・指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができます。
- ・指定管理料の収入年度区分について、当該年度に次年度の利用申込みを受け付ける場合、当該利用に係る利用料金については次のとおり取扱うこととします。
 - ① 利用者の利用料金は、当該利用者が当該施設を利用する年度の収入とする。
 - ② 当該年度（利用料金を徴収した年度）と次年度の指定管理者が異なる場合は、「当該年度に徴収した（次年度の）利用料金」は、次年度の指定管理者の収入として引き継ぐこと。なお、この場合、徴収する次年度の利用料金は、次年度の指定管理者が知事の承認を得て決定する額となることに留意すること。

(富山県立山山麓家族旅行村条例 別表第2)

区 分		単 位	金 額
キャンプ場	宿泊	1 区画につき	1,200 円
	日帰り	1 区画につき	600 円
オートキャンプサイト	宿泊	1 区画につき	5,800 円
	日帰り	1 区画につき	2,400 円
グランピング施設	宿泊	1 区画につき	30,600 円
	日帰り	1 区画につき	13,100 円
8 人用ケビン	宿泊	1 棟につき	21,900 円
	日帰り	1 棟につき	9,300 円
4 人用ケビン	宿泊	1 棟につき	13,700 円
	日帰り	1 棟につき	5,900 円
多目的ハウス	一般	1 人につき	1,800 円
	高校生		700 円
	小・中学校		500 円
パークゴルフコース		1 人 1 回につき	1,200 円
シャワー室		1 回につき	200 円

(参考) 現在の指定管理者における利用料金

区 分		単 位	金 額
キャンプ場	宿泊	1 区画につき	1,050 円
	日帰り	1 区画につき	520 円
オートキャンプサイト	宿泊	1 区画につき	5,230 円
	日帰り	1 区画につき	2,100 円
8 人用ケビン	宿泊	1 棟につき	19,910 円
	日帰り	1 棟につき	7,990 円
4 人用ケビン	宿泊	1 棟につき	12,450 円
	日帰り	1 棟につき	5,000 円
多目的ハウス	一般	1 人につき	1,200 円
	高校生		550 円
	小・中学校		400 円
パークゴルフコース		1 人 1 回につき	320 円
シャワー室		1 回につき	100 円
減 免 基 準	1 次に掲げる者がケビン、オートキャンプサイト又はキャンプ場を利用するときは利用料金の 10%を減額し、パークゴルフコースを利用するときは利用料金の 50%を減額する。 (1)身体障害者手帳の交付を受けている者 (2)療育手帳の交付を受けている者 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 2 ケビンを3日間以上連続で宿泊利用する者は、3日目から利用料金を5%減額する。 3 ケビン利用者がパークゴルフコースを利用するときは、利用者1人1回に限り利用料金を免除する。		

(7) 指定管理者と県とのリスク（役割）分担

- ・リスク（役割）分担については、下記のとおりとし、協定により定めます。

項 目	指定 管理者	県
施設の包括的管理責任		○
施設の通常の維持管理・運営	○	
施設内の設備・備品の維持管理	○	
施設の小規模な修繕・備品の購入（1件100万円未満）	○	
施設の大規模な修繕・備品の購入（1件100万円以上）（※1）		○
施設に係る各種保険への加入（※2）	△	△
物価変動に伴う経費の増加（※3）	△	△
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等（※4）	△	△
利用者の減少に伴う収入の減少（利用料金制導入施設）（前記項目に該当する場合を除く）	○	
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償（※5）		○
災害時対応（連絡体制確保、応急措置、報告等）	○	○ (指示等)

（※1） 1件100万円以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど（災害時の復旧等）については、指定管理者及び県で協議の上、指定管理者において実施する場合があります。この場合、修繕に要する経費は県で別途負担します。

（※2） 施設の火災保険は県で加入します。指定管理者において加入する必要があるものについては、その内容を仕様書において示します。

（※3） 人件費・物価等の一般的な変動による経費の増加については、スライド制度の範囲内で県と指定管理者が適切に負担を分担します。なお、施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。

（※4） 天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。

（※5） 指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先します。

(8) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について

- ・管理の業務に基づいて得られた成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は県に帰属することとします。
- ・管理の業務の実施に関連して発明をしたことにより取得した特許を受ける権利については県に移転するものとし、指定管理者に対しては、県職員が職務発明をした場合において県が県職員に対して与える権利と同等の権利を与えることとします。なお、指定管理者において、あらかじめ、被用者の職務発明に関する規程等を備えておく必要があります。

す。

(9) 定期報告書（月報）の提出

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

（記載内容）

- ・利用者数、利用料金収入集計表
- ・実施事業の内容、実績
- ・各種施設点検内容（再委託業務を含む）
- ・施設の安全管理のために実施した取組み
- ・利用者等からの苦情及びその対応状況

（添付資料）

- ・利用写真（行催事、一般利用時）
- ・行催事の募集要項

② 提出期限

翌月 10 日まで

③ 提出先

自然保護課へ 1 部提出

※ この他、指定管理者は、指定管理施設における省エネルギー等の環境配慮の取組みに努めるとともに、エネルギー使用量等を県へ定期的に報告する必要があります。

(10) 事業報告書（事業年度報告書）の提出

指定管理者は、手続条例第 9 条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

（記載内容）

- ア 施設の管理業務の実施状況に関する事項
- イ 施設の利用の状況に関する事項
- ウ 施設の利用料金収入の実績に関する事項
- エ 施設の管理の業務に係る経費の状況に関する事項
- オ ア～エに掲げるもののほか、施設の管理の業務に関する事項
- カ 事業評価の実施に関する事項（「(11) 事業評価」参照）

② 提出期限

毎年度終了後及び指定管理期間満了後、1 箇月以内

③ 提出方法

自然保護課へ 1 部提出

(11) 事業評価

- ・指定管理者による公の施設の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを

検証するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施していただきます。

- ・ 指定管理者において実施する事業評価の取組みについて提案を求めます。
- ・ 事業評価の実施結果については、事業報告書に記載していただきます。

(12) 現在の指定管理者の職員の雇用の提案について

- ・ 指定管理者に選定された場合において、現在の指定管理者の職員の雇用についての提案を求めます。

(雇用の提案を求める職員)

役 職	人 員	業 務
村長	1 名	総括管理
副村長	1 名	園内管理、危険物取扱者

(13) 県からの派遣職員について

- ・ 公益的法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律上、県から職員を派遣することが可能である団体が、職員派遣を希望する場合であって、県として職員の派遣が必要であると認められる場合は県から職員を派遣します。(県からの職員派遣を希望せず、独自に人材を確保されても構いません。)

(14) 県による調査・指示等

- ・ 県は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期すため、指定管理者に対して、地方自治法第244条2第10項の規定に基づいて、当該管理の業務、又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

(15) 県による指定管理者に対する評価

- ・ 県は、指定管理者からの定期報告、実地調査、利用者アンケート調査等によるモニタリング・評価を行い、毎年度終了後、県のホームページに掲載します。

《評価項目》 ※評価項目は、年度により変更となる場合があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 利用者数、収入の増減に対する評価② サービス向上に向けた取組み③ 利用促進（収入増）に向けた取組み④ 利用者のニーズ把握や苦情処理への取組み⑤ 個人情報保護の取組み⑥ 関係団体との連携⑦ 施設・設備の維持管理⑧ 危機管理・安全管理などの取組み⑨ その他必要と認められる事項 等 |
|--|

(16) 監査委員及び包括監査委員による監査

- ・ 地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、県または監査委員が必要があると認めると

きは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。

- ・ 富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第5号の規定に基づいて、包括外部監査人が必要であると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。
- ・ また、富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第3項の規定に基づいて、監査委員が必要であると認めるとき又は知事の要求があるときは、個別外部監査契約に基づく監査により指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

(17) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

- ・ 上記(14)の県による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善することができなかった場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、県は地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

(18) 自主事業の実施

指定管理者は、県が経費を負担し、県が発注する業務以外に、自らの経費で自主事業を実施することができます。ただし、事業の実施にあたっては、県に事業計画書を提出（申請）し、承認を得る必要があります。また、事業の収支状況について、毎年度、報告いただく必要があります。

なお、自主事業は次の点を満たす必要があります。

- ・ 自主事業の内容が公の施設の設置目的に反しないものであること
- ・ 事業の実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと
- ・ 収支計画上、県が支出する委託料を自主事業に要する経費に充当することはできないこと
- ・ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること
- ・ 自主事業を行う場合においても、施設の利用料金は利用料金収入として計上し、それ以外の収入は自主事業収入として指定管理者の収入とすること
- ・ 自動販売機や売店、軽食コーナーの設置等を行う場合は、自主事業として、県より行政財産の目的外使用の許可を受けた後、当該許可部分に係る使用料及び光熱水費を県に納付すること

3 応募・選定手続き

(1) 募集

① 募集要項の配付期間

令和8年8月12日(水)から同月27日(木)まで

② 配付場所

富山県生活環境文化部自然保護課自然公園係

〒930-0005 富山市新桜町5番3号 第2富山電気ビルディング6階

電話：076-444-3398 FAX：076-444-4430

HPアドレス：

<https://www.pref.toyama.jp/1709/soshikibetuannai/202608shiteikanribosyuu.html>

※自然保護課ホームページから募集要項等をダウンロードできます。

(2) 申請方法

本件申請を行おうとする法人等は、必ず現地説明会に参加してください。現地説明会に参加していない法人等からの申請の受付は行いません。なお、共同体の場合は、構成員のいずれかが説明会に参加していれば申請は可能です。

① 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

必 要 書 類	注 釈
ア 指定申請書（様式第1号）	
イ 事業計画書（様式第2号の1及び第2号の2）	
ウ 団体の概要等（様式第2号の3～5）	共同体申請の場合は様式第2号の4、5を作成すること、また、共同体の協定書を添付すること
エ 誓約書（様式第2号の6～7）	
オ 定款又は寄付行為	法人以外にあってはこれに準ずるもの
カ 役員名簿（様式3号）	
キ 登記事項証明書	
ク 事業報告書 財産目録、貸借対照表、損益計算書（収支計算書）	・左欄の書類を作成していない場合は、法人（団体）等の事業及び財務の状況を明らかにした書類 ・令和6、7年度の2事業年度のもの
ケ 令和8年度の事業計画・損益の状況の見込、又は収支見込を明らかにした書類	
コ 納税証明書	富山県税条例施行規則第29条に規定する第43号様式（法人にあっては法人の、法人格を有していない団体等については、その代表者について、提出してください。）

※ 共同体で申請する場合は、上記の他、次のi～ivの資料を提出してください。また、上記ウ～コについては、全ての構成員について提出してください。）

- i. 共同体の構成員及び代表者がわかる書類
- ii. 共同体の協定書
- iii. 共同体の役割分担及び業務実施体制が明らかとなる書類
- iv. 共同体の構成員の責任分担が明らかとなる書類

② 申請先及び申請方法

【紙による申請の場合】

- ・下記申請書提出先に持参いただくか、郵便書留により送付してください。

- ・提出部数 7部（正本1部、副本6部）

【オンラインの場合】

- ・下記申請書提出先の電子メールアドレスへ提出してください。ただし、上記の「キ 登記事項証明書」及び「コ 納税証明書」は原本を郵送または持参してください。提出後、必ず到達確認のお電話をお願いします。

（申請書提出先）

富山県生活環境文化部自然保護課自然公園係

〒930-0005 富山市新桜町5番3号 第2富山電気ビルディング6階

電話：076-444-3398 電子メール：ashizenhogo@pref.toyama.lg.jp

③申請書提出期間

- ・令和8年9月28日（月）から同年10月7日（水）午後5時まで
- ・郵送の場合は、郵便書留により提出期限日の午後5時までに必着

④申請書類に係る著作権

（指定管理候補者選定までの著作権）

- ・申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。ただし、県は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。

（指定管理候補者の選定後の著作権）

- ・指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、指定管理候補者に選定された時から県に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

⑤その他留意事項

- ・同一の公の施設に複数の申請をすることはできません。
- ・申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
- ・申請に係る経費は全て申請者の負担とします。
- ・申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は富山県情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。
- ・申請書類、プレゼンテーション資料に第三者（申請者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。

（共同体による申請に関する事項）

- ・複数の法人等で構成する共同体も申請（以下「共同体による申請」という。）を行うことができます。
- ・共同体の構成員は、同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること、又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできません。

(3) 質疑応答

①質問・回答方法

- ・ 質問は、様式第5号により次の質問受付期間内にFAX又は電子メールにより、提出してください。
- ・ 質問事項の他に申請団体名（共同体による申請の場合は代表者名）、申請団体の所在地、電話番号、FAX番号及び担当者の所属、氏名を記載してください。
- ・ 回答期日に募集要項を配布した方の全てに対して、提出された質問及び質問への回答をFAX又は電子メールで連絡します。

②質問受付期間 令和8年9月4日（金）から同月10日（木） 午後5時まで
（受付期間以後の質問は受け付けません。）

③質問への回答日 令和8年9月17日（木）

(4) 現地説明会の開催について

①日 時 令和8年9月3日（木） 午後2時から

②場 所 立山山麓家族旅行村 無料休憩棟

- ③参加方法
- ・ 現地説明会へ参加される場合は8月31日（月）午後3時までに現地説明会参加申込書（様式第4号）により、ご連絡願います。なお、1社につき参加者は2名までとします。
 - ・ 現地説明会参加申込書には、申請団体名（共同体による申請の場合は代表者名）、申請団体の所在地、電話番号、FAX番号及び参加者の所属、氏名を必ず記載してください。

(5) 審査方法及び審査基準

①審査方法

- ・ 指定管理者の選定に係る審査は、「立山山麓家族旅行村指定管理者候補者選定委員会」において行います。
- ・ 審査はプロポーザル方式とし、事業計画書の記載内容（企画提案）についてのプレゼンテーションにより行います。
- ・ ただし、応募者が多数であった場合には、書類による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションによる選考（二次審査）を行う場合があります。
- ・ 二次審査の結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補予定者として選定することとします。なお、最も得点が高かった者を指定管理候補者として選定することができなくなった場合は、二次審査における次点以下の者を指定管理候補予定者として協議を進めることとします。

②審査基準

- ・ 審査は次の審査基準により行うこととします。

審査基準	審査の視点	配点ウェイト (%)
1 県民の平等な利用の確保 (手続条例第4条第1号)	【県民の平等な利用の確保】 a 県民の平等な利用が確保される内容になっているか	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (手続条例第4条第2号)	【施設設置目的の達成】 a 管理運営方針が明確になっており、事業計画の内容が、施設の設置目的の的確な理解に基づいた具体的なものとなっているか b 施設の保守点検等の維持管理業務が確実に実行される計画となっているか c 安全管理対策が構築されているか d 個人情報の確実な保護対策がとられているか 【サービスの向上】 e 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現できる内容となっているか f 指定管理者が行う事業評価の方策が、利用者の評価・満足度を十分把握できる内容になっているか 【利用の増加】 g 利用者増を図るため、創意工夫に満ち、魅力的で質の高い、かつ実現可能な企画が提案されているか（県が定めた利用料金収入見込額（数値目標）にかかわらず、より意欲的な計画を定めているか） h 地元市町村や関係団体との連携や広報計画など、施設の利用促進に向けて具体的な方策を有しているか	50
3 施設の効率的な管理 (手続条例第4条第2号)	【施設に係る経費節減策】 a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点)=(最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものをを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する <例>最低提示額 80÷申請者提示額 90×配点 30=26.666 ⇒ 26.7	実現可能性のない提示額の場合は選定しません 20
4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財政的基礎及び人的構成 (手続条例第4条第3号)	【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実に行うだけの最低限の経営基盤を有しているか b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか 【申請者の人的構成】 c 施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成（資格、経験など）となっているか d 防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制が確保されているか e 職員の指導育成、研修体制は十分か	30
合 計		100

③審査結果

- ・ 審査結果については、一次審査、二次審査がそれぞれ終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。
- ・ なお、二次審査の結果概要について、県のホームページ等で次のとおり公表することとします。

＜ホームページに記載する項目：審査結果表＞

審査 項目 申請者	1 県民の平等な利 用の確保	2 施設の効用の最 大限の発揮	3 施設の効率的な 管理	4 公の施設の管理を適 正かつ確実にを行うた めの財産的基礎及び 人的構成	合計
〇〇社					
△△社					
□□社					
指定管理候補予定者：〇〇〇〇 (選定理由)					

- ・ 審査結果表には、申請者名及びその得点、指定管理候補予定者の選定理由を記載することとします。

C 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

選定した指定管理候補者については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づいて県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

- ・ 指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、県と指定管理者との協定を締結することとします。
- ・ 協定書の主な取決め事項については、次のとおりとします。
 - ① 指定管理者が行う管理の業務の内容
 - ② 指定管理者が行う管理の基準
 - ③ 権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
 - ④ 県が支払う指定管理料の支払方法等に関する事項
 - ⑤ 利用料金に関する事項
 - ⑥ 事業報告等に関する事項
 - ⑦ 県と指定管理者の責任分担に関する事項
 - ⑧ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - ⑨ 指定期間満了時等における原状回復義務
 - ⑩ 指定管理者の損害賠償義務
 - ⑪ 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項

- ⑫ 管理の業務に関する情報公開に関する事項
- ⑬ 指定管理者の名称等の変更の届出
- ⑭ その他、必要と認める事項

D その他

(1) スケジュール

8月12日	募集要項等の公表
8月12日～8月27日	募集要項の配布
9月3日	説明会・現地説明会の開催
9月4日～9月10日	質問の受付
9月17日	質問の回答
9月28日～10月7日	申請書受付期間
10月中旬	(一次選考結果発表) ※応募者多数の場合
10月下旬	二次選考
11月上旬	指定管理候補予定者の選定 (二次選考結果発表)
11月上旬～	指定管理候補予定者との協議
11月議会	指定管理者の指定に関する議決
	指定管理者の指定
	指定管理者と協定の締結
※令和9年4月1日	指定管理者による公の施設の管理開始

(2) その他留意事項

- ①指定期間終了後、若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- ②指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営にあたっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。
- ③当該施設が存する富山市は事業所税の課税団体であり、当該公の施設を管理する指定管理者に対しても事業所税が課税される場合があります。詳細については、富山市市民税課にお問合せください。

(3) 配付資料

- ① 募集要項
- ② 管理運営業務仕様書
- ③ 位置図、施設平面図及び現行パンフレット
- ④ 備品一覧表
- ⑤ 様式集
- ⑥ その他関係法令等

問い合わせ先
富山県生活環境文化部自然保護課自然公園係
(事務担当：飛世、釜谷)
TEL 076-444-3398/FAX 076-444-4430
メールアドレス ashizenhogo@pref.toyama.lg.jp